



R9版

名取市 さぼーとぷらす保育のご案内



認可保育施設2号・3号 新規入所申込の方向け

名取市認可保育施設では、障がいや心身の発達に遅れなどがある児童に対し、クラス集団の中で発達状況や個性を踏まえながら児童の成長を支援できるよう、さぼーとぷらす保育を実施しています。児童の健やかな育ちを支えるために保育士を加配するなどして、個別に指導計画を立案したり心理士による保育の助言を受けるなど、丁寧な関わりとひとりひとりに合ったよりよい支援をおこなっています。

1 対象となる児童

心身に軽・中程度の障がいがあるなど、個別配慮が必要な児童のうち、集団保育が可能な児童が対象です。
(3歳未満児は発達検査の難しさから確定診断がある児童が対象となります)
入所調整にあたっては、さぼーとぷらす保育指導委員会において、学識経験者により総合的に審議を行います。

対象基準:特別児童扶養手当2級
身体障害者手帳3～6級
療育手帳B判定

発達検査の場合、上記に相当する発達の遅れがみられること

2 申請に必要な書類

①さぼーとぷらす保育申請書(保護者記入)

②発達の状況がわかるものの写し

【3歳未満児クラス】

- ・確定診断が明記された医師の診断書の写し
- ・各種手帳・手当を取得している場合、等級・判定の程度がわかる部分の写し(※1)

【3歳以上児クラス】

- ・医師の診断書・発達検査結果の写し

医師の診断書の場合、発達の数値がわかるものを添付してください
診断の内容によっては、主治医作成の意見書(こども支援課様式)の提出を求める場合があります

- ・各種手帳・手当を取得している場合、等級・判定の程度がわかる部分の写し(※1)

※1 特別児童扶養手当の場合は「特別児童扶養手当認定診断書」を、療育手帳の場合は療育手帳申請時の「発達検査結果」を添付してください

3 申請時期と実施施設

申請時期 10月15日～11月11日

実施施設 市内認可保育施設

希望施設に入所できない場合があります

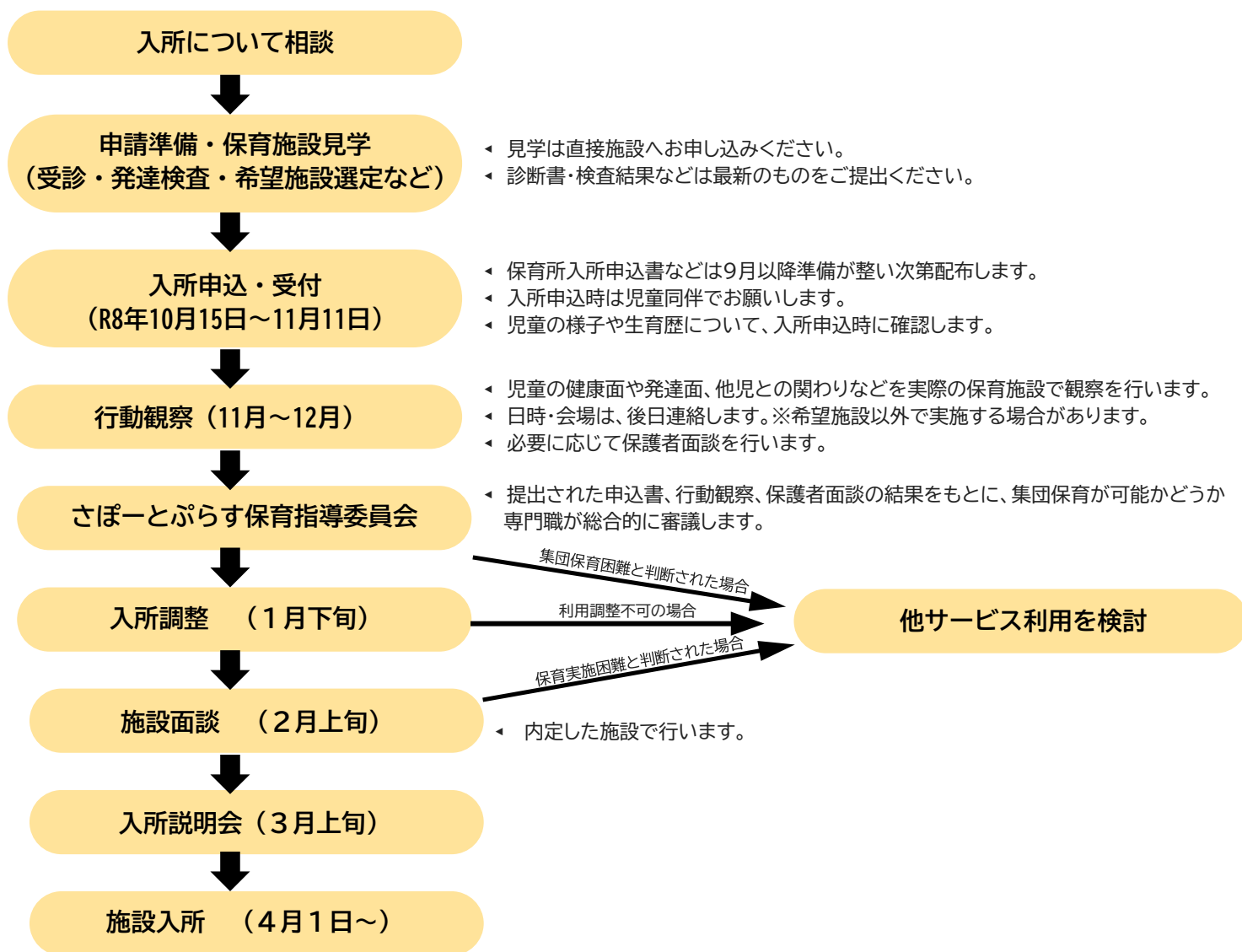
4 保育時間

具体的な預かり時間は、慣らし保育期間の様子を確認しながら決定します。なお、発達の状況により心身の負担が大きい場合や低年齢の児童は、保育時間が短くなる場合があります。

5 その他 注意事項

- ・受診や書類発行などの費用は保護者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・現在施設(幼稚園1号・認可外・他市の保育施設・療育機関等を含む)にて集団保育をしている場合、在籍施設へ書類の作成・提供を求め、対象児童の集団生活の状況について確認をおこないます。(提供困難な場合、正確な審議ができない場合があります)
 - ・医師から集団保育が可能と診断された場合でも、児童の状況や各保育施設内の体制(施設環境・保育士の配置・クラス状況など)により集団保育を行う上で、安全確保が困難な場合、入所のご案内ができない場合があります。
 - ・保育は児童の発達状況に応じて行いますが、基本的には集団保育となります。
 - ・さぼーとぶらす保育対象の児童に保育士が専門的に常時1対1で対応するものではありません。
 - ・児童の状況や各保育施設内の体制により、加配せず保育する場合があります。
 - ・保育時間中の療育機関利用については毎日の保育の積み重ね・環境の変化による児童の負担の観点から機関利用決定前に保育施設職員と十分に話し合いの上、検討・配慮願います。また、さぼーとぶらす保育は一定程度の集団保育を必要とする児童が対象となります。
 - ・保育士の加配について検討することから、療育機関利用などのために日中の保育時間中に不在となる時間が多い場合については、審議の参考とする場合があります。
 - ・さぼーとぶらす保育指導委員会で、毎年度集団保育の適否について審議します。申請後、医師の診断書・発達検査結果などが更新された場合は、速やかにこども支援課へ提出してください。(入所後は、在籍施設を通して手続きをおこないます)
 - ・入所後に児童の健康状態の変化などにより集団保育が困難であると判断された場合、退所または他機関へのご案内となります場合があります。
 - ・令和9年度4月に入所保留となった場合、同一年度内は毎月入所調整を継続します。(令和10年3月入所の調整まで)
- * 例年、さぼーとぶらす保育申請数が増加傾向にあります。さぼーとぶらす保育と併せて、あらかじめ他のサービスもご検討ください。

6 入所までの流れ(令和9年度)



お問い合わせ:
名取市健康福祉部こども支援課保育係
☎022-724-7181

